

自治会まちづくりミーティング（提言とその回答）

- 1 自治会等の名称 蘇原北自治会連合会・蘇原南自治会連合会
- 2 日 時 令和6年8月29日（木）19時00分～20時30分
- 3 場 所 蘇原コミュニティセンター 集会室

★台風10号の影響により中止

- 4 提 言 （1）各務原市消防団条例の見直し
（各務原市消防団条例第3条第1項第1号の「在勤し、又は在学する」を削除）
（2）広報「かかみがはら」の発行回数およびその配布方法
（3）グレーチングの増設

提言（1） 各務原市消防団条例の見直し

（各務原市消防団条例第3条第1項第1号の「在勤し、又は在学する」を削除）

<旭町2自治会長>

各務原市消防団条例 第3条第1項第1号の「本市に居住し、在勤し、又は在学する年齢満18歳以上の者」のうち、「在勤し、又は在学する」を削除する。

昭和22年に制定された消防組織法に基づき、消防団を形成しているところですが、現在の団員は組織のための定員であり災害が発生した時の実働団員数からかけ離れているように感じられます。

中には、入隊当時は在勤していたものの、転勤してからも活動を続けている方もいると聞いています。

これからの季節は、台風や大雨による災害を始め地震による被害の為、第7条の「団長の招集によって出動し」とあっても、市民でない人たちにどれだけの活動をお願いできるのでしょうか？

居住する市民に限定した組織づくりに見直して頂きたいと思っている次第です。

<市長>

消防団は、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関で、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っています。

かつては（昭和29年）全国で約200万人いた消防団員は年々減少傾向が続いており、今や（令和5年）約76万人となるなど、全国各地において地域防災力の低下が懸念されています。

このような中、本市においては、現在（令和 6 年 7 月 1 日）698 人の団員登録があり、定数 760 人に対する充足率は 91.84%と、条例定数に近い団員数をなんとか確保できている状況です。

これは、自治会をはじめとした、地域住民の方々の消防団活動に対するご理解とご協力の賜物であると深く感謝申し上げます。今後とも地域防災力の向上のため、引き続きのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、ご提言をいただきました、消防団員任用の対象につきましては、各務原市消防団条例第 3 条第 1 項第 1 号において「本市に居住し、在勤し、又は在学する年齢満 18 歳以上の者」と規定しています。

在勤の方も対象としている主な理由としては、火災などの災害発生時に、職場等から現場へ駆けつけ、消火活動や救助活動を行っていただくなど、動員力や即時対応力という特性を発揮することや、近年では多くの地域で人口減少や高齢化が進んでいる中、地元住民だけでは消防団員を確保することが難しくなっていることなどです。

本市における消防団員のうち、音楽隊分団員、女性分団員、学生機能別団員を除く、いわゆる実働団員は 641 人で、そのうち、市外に居住されている団員は 4 名となっています。

この 4 名の方も、平日の夜や土日などに訓練に参加し、来るべき災害に備えているほか、実際に火災が発生した際には、いち早く現場へ出向き消火活動や、その後も警戒活動にあたっていると考えております。

また、8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されました。現在は、臨時情報の『呼びかけ』は終了（15 日に終了）しておりますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。

南海トラフ地震の発生確率は、今後 30 年で 70～80%とされており、「臨時情報」発表の有無にかかわらず、引き続き普段どおり備え続けていくことが大切です。

大規模地震をはじめとした様々な災害発生リスクが想定される中において、地域の防災力を高め、災害時の迅速な対応を可能にすることは重要であり、そのために消防団員任用の対象に「在勤する方、在学する方」を対象とすることは必要であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

提言（2） 広報「かかみがはら」の発行回数およびその配布方法

＜駅前西自治会長＞

現在、月 2 回発行の広報紙を

- ① 自治会経由で配布するなら、月 1 回とする
- ② 月 2 回発行のままなら、配布を外部委託とする

自治会加入率の減少の一つの原因として、自治会長の負担が大きいことが挙げられる。（各年度の自治会長アンケートより）

この自治会長の「負担軽減」は、市にとっても急務である。（各務原市総合計画 後期基本計画 2020-2024 より）

これまでに実施された「自治会長アンケート」では、広報紙の発行回数や配布方法について意見が寄せられ、回数の縮小や配布の方法を見直す声が多かった。

そこで、自治会長の負担軽減のために、上記の提言を行うものである。

＜市長＞

はじめに、広報紙を配付いただいております自治会関係者の皆様には、この場をお借りして、改めて深く感謝申し上げます。

現在、広報紙の発行につきましては「市民の皆様にお知らせしなければならない重要な情報や、市民の皆様が必要とする情報を、きめ細かく、適切なタイミングでお知らせする」という観点から、月に2回の発行としています。

発行回数を減らすことは、適切なタイミングでのきめ細かい情報提供が困難になることや、広報紙と同時に配付している折込チラシの取り扱いなど、課題もいくつかございます。

また、広報紙の発行回数について、市が実施しております市民アンケートでは、半数を超える方から、「現在の発行回数（2回）が適当である」との回答をいただいています。

一方で、令和5年度に実施した自治会長へのアンケートでは、配付方法について、「今のまま自治会で配付した方が良い」とお答えいただいた方が、約4割（37%）に留まり、「今のまま自治会で配付してよいが、回数を減らしてほしい（配付手数料減額）」は、約3割（29.5%）、市が配付した方が良い（配付手数料なし）」も、約3割（27.9%）となるなど、様々なご意見がある状況となっています。

従いまして、引き続き、発行回数の削減や配付方法について、どのようにすべきか、自治会の皆様や市民の皆様から幅広くご意見をお伺いしながら、検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、現在、広報紙はデジタル版を市ウェブサイトや公式LINEで配信しており、パソコンやスマートフォンで、いつでもどこでも読んでいただける環境が整っております。

デジタル版広報紙をご活用いただき、紙の広報紙の配付を希望されない世帯がございましたら、広報紙の配付部数を調整させていただきますので、その旨まちづくり推進課までお申し出ください。

参考までに、令和6年2月15日号の広報紙で、デジタル版についてご紹介させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

提言(3) グレーチングの増設

<駅前中自治会長>

- ① 町内清掃における側溝掃除の労力の軽減を図る
- ② 市による蓋持ち上げ器具の紹介と販売斡旋
- ① 側溝掃除においてコンクリート製の蓋の持ち上げ作業は、多大な労力が必要である。
グレーチングの配置は、概ねの基準間隔があるそうであるが、各町内の実状に合わせ配備数を増加してほしい。
なお、当自治会のコンクリート蓋は素人ではほぼ取り扱いが出来ない場所が多い。
- ② 新しい器具（主に、テコ式）がネットで紹介されているが、近くの店舗では取り扱っていない。

<市長>

はじめに、側溝清掃につきまして、地元自治会において、環境美化の一環として定期的に清掃を行っていただいております。誠にありがとうございます。

側溝清掃に関連し、「各町内の実情に合わせたグレーチングの配置」と「コンクリート蓋の持ち上げ機の紹介」の2点についてご提言いただきましたのでお答えさせていただきます。

はじめに「各町内の実情に合わせたグレーチングの配置」についてですが、グレーチング蓋は、道路に降った雨を効率よく排水し、清掃などの維持管理にも効果を発揮しますが、コンクリート蓋と比べ非常に高額なため、路面排水が集中する箇所を除き、岐阜県道路設計要領の規定に従い、基本的に 10m に 1 箇所設置することとしております。

しかしながら、側溝を清掃するには、概ね 10m に 1 箇所の間隔で設置された金属製のグレーチング蓋を取り外すことに加え、重さ約 60 kg と非常に重いコンクリート蓋を取り外す必要があることから、大変苦慮されていることと思います。

従いまして、ご提言いただきましたように、土砂が溜まりやすい所などは職員が現地を確認し、実情に合わせグレーチング蓋の増設を検討したいと思いますので、道路課までご相談いただければと思います。

はじめに、側溝清掃につきまして、地元自治会において、環境美化の一環として定期的に清掃を行っていただいております。誠にありがとうございます。

側溝清掃に関連し、「各町内の実情に合わせたグレーチングの配置」と「コンクリート蓋の持ち上げ機の紹介」の 2 点についてご提言いただきましたのでお答えさせていただきます。

はじめに「各町内の実情に合わせたグレーチングの配置」についてですが、グレーチング蓋は、道路に降った雨を効率よく排水し、清掃などの維持管理にも効果を発揮しますが、コンクリート蓋と比べ非常に高額なため、路面排水が集中する箇所を除き、岐阜県道路設計要領の規定に従い、基本的に 10m に 1 箇所設置することとしております。

しかしながら、側溝を清掃するには、概ね 10m に 1 箇所の間隔で設置された金属製のグレーチング蓋を取り外すことに加え、重さ約 60 kg と非常に重いコンクリート蓋を取り外す必要があることから、大変苦慮されていることと思います。

従いまして、ご提言いただきましたように、土砂が溜まりやすい所などは職員が現地を確認し、実情に合わせグレーチング蓋の増設を検討したいと思いますので、道路課までご相談いただければと思います。

また、市では 2 人で持ち上げるタイプとなりますが蓋上げ機を 3 機所有しており、予約制で自治会に貸し出すことを行っておりますので、道路課までお問合せ下さい。

作業をされる際は、安全第一で行っていただき、引き続き可能な範囲でご協力をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。